

資料 4

その他

使用文字等について①

1. 趣旨

- 磁気ディスク化を進める上で、使用文字について標準的なルールを定めておくことが適当
- 電子的方策を用いた転入手続等の情報のやりとりがなされることを前提とした検討が必要

2. 文字分類の概要

- 住基で用いる統一文字…住民基本台帳事務において利用される、全国统一の文字（正字等 約26,000文字）
 - ・ 正字等…法務省民事局が平成2年及び平成6年に通知した、戸籍に用いる文字
- 戸籍で用いる文字…戸籍事務において用いる文字（正字、俗字等）

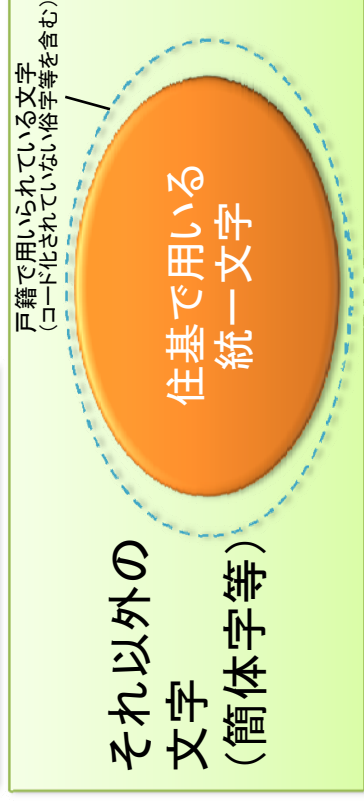
3. 現状の使用文字の範囲

I 国等の事務

| | 運転免許証 | 年金手帳 | 健保組合証 | 外国人登録証(入管局) | (登録原票)(市町村) | 在留カード(イメージ)(入管局) |
|--------------|-------|------|-------|-------------|-------------|------------------|
| 住基で用いる文字 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (原則アルファベット) |
| 戸籍で用いる文字 | △ | △ | △ | △ | △ | × |
| その他の文字(簡体字等) | △ | △ | △ | △ | △ | × |

(△…一部のみ活用)

文字の範囲(イメージ図)



使用文字等について②

II 市町村の事務

(全国の市区町村のうち、地域ごとに1団体を抽出して調査)

| 団体名 | 住民基本台帳事務 (各団体の住基システム) | | 外国人登録事務 | | その他の事務 | |
|--------|--------------------------|--------|-------------------------------------|------|------------------|---|
| | 統一文字 | その他の文字 | 備考 | 統一文字 | その他の文字 (簡体字等) | 備考 |
| 関東(A区) | ○ | △ | 新規の文字登録はその都度行っている。 | ○ | △ | 各種行政サービスシステムは、住民基本台帳事務及び外国人登録事務と連携しており、文字は外字まで対応。 |
| 東海(B市) | ○ | △ | 新規の文字は、全てではないものの、必要に応じて登録をしている。 | ○ | △ | 各種行政サービスにおいては、アルファベットは使用せずカタカナで表記。漢字圏の外国人については漢字で登録するが、簡体字は使用していない。 |
| 関西(C市) | ○ | △ | 住基で使用している統一文字は基本的に使用可。新規文字登録はしていない。 | ○ | △ | 各種行政サービスシステムは住民基本台帳事務システム及び外国人登録事務システムと連携。住基システムと同じ、又はやや少ない文字数を使用。 |

(△…一部のみ活用)

行政上の事務効率、外国人の利便性を考慮すると、住基で使用している統一文字を使用文字の範囲とすることを前提としていくことが適当か。

